

平成 26 年度 第 1 回鳥取市文化財審議会

平成 27 年 1 月 16 日
鳥取市役所第 2 庁舎 5 階第 1 会議室

1. 開会挨拶

2. 会長・副会長の選出

3. 議事

【報告】

新指定・登録文化財について

- ① 摩尼寺本堂・鐘楼 ……資料 1
- ② 立川稻荷神社 ……資料 2

【協議】

指定候補の文化財について

- ① 福田家住宅（国重文・追加指定） ……資料 3
- ② 阿弥陀堂・しかの心・原田家住宅（国登録） ……資料 4
- ③ 佐々木家住宅（樗谿グランドアパート）（市指定） ……資料 5

4. その他

次回日程調整（3月）

鳥取市教育委員会文化財課
（担当）佐々木
電話 0 8 5 7 - 2 0 - 3 3 5 9
メール：kyo-bunka@city.tottori.lg.jp

鳥取市文化財審議会委員名簿

【委員】

氏名	所属	区分
星見清晴	前湖山西地区公民館 館長	地質
浅川滋男	鳥取環境大学 環境情報学部 教授	建造物
尾崎信一郎	鳥取県立博物館 副館長	美術
岸本 覚	鳥取大学地域学部 教授	歴史
高田健一	鳥取大学地域学部 准教授	考古
檜村賢二	鳥取県立公文書館 県史編さん室 専門員	民俗
永松 大	鳥取大学地域学部 教授	植物

○鳥取市文化財保護条例（抜粋）

昭和 48 年 3 月 31 日

鳥取市条例第 2 号

第 1 条～15 条（略）

（文化財審議会の設置）

第 16 条 法第 190 条第 1 項の規定に基づき、鳥取市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 17 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議をする。

- (1) 文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。
- (2) 文化財の保護、保存及び活用に関すること。
- (3) その他文化財に関すること。

（組織）

第 18 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 19 条 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、公募による者を委員に委嘱することができる。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 20 条 審議会に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 21 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会への委任）

第 22 条 第 18 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（委任）

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。